

横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 事業契約締結について

国土交通省関東地方整備局は、横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業について、平成31年2月28日付けで事業契約を締結しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に基づき公表します。

関東地方整備局長 石原 康弘
横浜税関長 大鹿 行宏

1. 公共施設等の名称及び立地

公共施設等の名称 横浜地方合同庁舎（仮称）
立地 神奈川県横浜市中区新港一丁目15番地（地名地番）

2. 選定事業者の商号又は名称

商号又は名称 ヨコハマしんこうパートナーズ株式会社

3. 公共施設等の整備等の内容

事業敷地内の既存建物及び地下存置物等の解体撤去を含む、横浜地方合同庁舎（仮称）（外構及び新設付属施設を含む。）の施設整備、維持管理及び運営

4. 契約期間

平成31年2月28日から平成45年3月31日まで

5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

第1節 解除権等

（国の解除権）

第90条 国は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 事業者に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき、事業者の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき又はこれらの手続が開始されたとき。
- 二 事業者が解散の決議を行い、又は解散命令を受けたとき。
- 三 事業者が本事業の全部又は一部の遂行を放棄し、30日間以上当該状態が継続したとき。
- 四 事業者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 五 事業者が、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。

- 六 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約上の事業者の義務の履行が不能となったとき。
- 七 本契約に関し、選定企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下独占禁止法という。)第 3 条の規定に違反し、又は選定企業が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が選定企業に対し、独占禁止法第 7 条の 2 (独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)
- 八 本契約に関し、納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が選定企業又は選定企業が構成事業者である事業者団体(本号及び次号において「選定企業等」という。)に対して行われたときは、選定企業等に対する命令で確定したものをいい、選定企業等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令のすべてが確定した場合における当該命令をいい、以下「排除措置命令」という。)において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 九 本契約に関し、納付命令又は排除措置命令により選定企業等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、入札が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が選定企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)中に行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 十 本契約に関し、選定企業の役員又は使用人等について刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。
- 十一 基本協定書第 5 条第 3 項の規定に従って本事業の落札者が国に対して差し入れた、基本協定書別紙 3 の様式による出資者誓約書に規定されたいずれかの構成員がいずれかの表明及び保証した内容のいずれかが、真実若しくは正確でなかったとき又はいずれかの構成員が当該構成員の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき。
- 十二 事業者が、正当な理由がなく、本契約に定める事業者の義務を履行せず、国が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 十三 事業者が、第 92 条によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- 十四 事業者が、国有財産無償貸付契約に違反し、その違反によりその契約の目的を達成することができないと認められるとき又はその契約が解除されたとき。
- 十五 事業者が、本事業の実施において要求水準を達成できず、かつ、改善措置を講じても要求水準を達成することができないとき。
- 十六 前各号に掲げる場合のほか、事業者の責めに帰すべき事由により事業者が本契約に違反し、又は本契約上の事業者の重大な義務を不履行したとき。
- 2 国は、前項の場合において、本契約の全部を解除する代わりに次の各号に定めるいずれかの措置をとることができる。この場合において事業者は、国が被った損害を賠償しなければならない。
- 一 国は、出資者をして、事業者の全株式(潜在株式を含む。)を、当該時点において国が承諾する第三者(事業者に融資する者が選定し、国が承諾した第三者を含む。)に譲渡させる。
- 二 国は、事業者をして、本事業に係る事業者の本契約上の地位を、当該時点において国が選定し

た第三者（事業者に融資する者が選定し国が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、第1項第6号に該当する場合とみなす。

- 一 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（国の任意による解除）

第91条 国は、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他国が必要と認める場合には、180日以上前に事業者はその理由を書面にて通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（事業者の解除権）

第92条 事業者は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本契約を解除することができる。

- 一 第38条により本件工事の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が180日を超える場合には、180日）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後90日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 二 国が本契約に従って支払うべき事業費を、支払期限到来後60日を過ぎても支払わないとき。
- 三 国が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不能となったとき。
- 四 国が、国有財産無償貸付契約に違反し、その違反により本契約の履行が不能となったとき。

（法令等の変更等又は不可抗力による解除）

第93条 国は、法令等の変更等又は不可抗力により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、事業者との協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 事業者による本事業の継続が不能又は著しく困難なとき。
- 二 事業者が本事業を継続するために、国が過分の費用を要するとき。

2 国は、前項の場合において、事業者と協議のうえ、本契約の全部を解除する代わりに次の各号に定めるいずれかの措置をとることができる。

- 一 国は、出資者をして、事業者の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において国が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し国が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。
- 二 国は、事業者をして、本事業に係る事業者の本契約上の地位を、当該時点において国が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し国が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

第2節 本施設等の引渡し前における契約解除等の効力

（事業者の帰責事由による契約解除等の効力）

第94条 国は、本契約の締結日から本施設等の引渡しまでの間に、第90条第1項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合又は同条第3項の適用がある場合には、以下の各号の措置をとる。

- 一 国は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。

二 国は、建設中の本施設等の出来形部分（既存建物等の解体撤去業務の完了部分を含む。以下、本節において同じ。）並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持する。

三 国は、前号に定める所有権を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる消費税等を含む。）及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

四 国は、前号の支払金銭については、国の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、国は事業者が発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、国が事業者と協議の上定める。

ア 国が定めた期日（ただし、平成 45 年 4 月 30 日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者は、本件工事費等の合計額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、国の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項の規定により本契約が解除された場合

二 事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となった場合

3 国は、前項の場合において、第 9 条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。なお、事業者が履行保証保険契約を締結している場合には、当該保険金請求権に設定した質権を実行することができる。

4 国は、第 2 項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

（国の任意による又は国の帰責事由による契約解除の効力）

第95条 事業者が、本契約の締結日から本施設等の引渡しまでの間に、第 92 条により本契約を解除する場合には、国に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

2 国は、本契約の締結日から本施設等の引渡しまでの間に第 91 条又は第 92 条により国又は事業者が本契約を解除した場合において、次の各号に掲げる措置をとる。

一 国は、建設中の本施設等の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持する。

二 国は、前号の所有権を保持した上で、当該出来形部分に相当する代金（これにかかる消費税等を含む。）及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

三 国は、前号の支払金銭については、国の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、国は事業者が発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、国が事業者と協議の上定める。

ア 国が定めた期日（ただし、平成 45 年 4 月 30 日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

3 国は、前項に定める本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用を負担するものとし、国は、事業者と協議の上、当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。

(法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力)

第96条 国は、本契約の締結日から本施設等の引渡しまでの間に、第93条第1項により本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

- 一 国は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。
 - 二 国は、建設中の本施設等の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得及び保持する。
 - 三 国は、前号の所有権を保持した上で、当該出来形部分に相当する代金(これにかかる消費税等を含む)及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払う。
 - 四 国は、前号の支払金銭については、国の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、国は事業者が発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、国が事業者と協議の上定める。
 - ア 国が定めた期日(ただし、平成45年4月30日を超えない。)までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第36条第4項又は第37条第3項がそれぞれ適用されるものとし、国は、事業者と協議の上、その支払方法を定める。

第3節 本施設等の引渡し後における契約解除の効力

(事業者の帰責事由による契約解除の効力)

第97条 国は、本施設等の引渡し以降(引渡日を含まない。以下、本節において同じ。)において、第90条第1項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合又は同条第3項の適用がある場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

- 一 国は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。
 - 二 国は、本施設等の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日における施設費の残額、これに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。
 - 三 国は、契約解除通知日における履行済みの維持管理・運営費及びその他の費用の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
 - 四 国は、第2号による金銭の支払については、国の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、国は事業者が発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、国が事業者と協議の上定める。
 - ア 国が定めた期日(ただし、平成45年4月30日を超えない。)までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
- 2 事業者は、前項の場合において、本契約解除時点から当初の事業期間終了時点までに収受予定で

あった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の10分の1に相当する額を違約金として、国から契約解除の通知を受けてから直ちに国へ支払わなければならない。

- 3 国は、前項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

(国の任意による又は国の帰責事由による契約解除の効力)

第98条 事業者は、本施設等の引渡し以降において、第92条により本契約を解除する場合には、国に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

- 2 国は、本施設等の引渡し以降において、第91条又は第92条により国又は事業者が本契約を解除した場合、次の各号に掲げる措置をとる。

一 国は、本施設等の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日における施設費の残額及びこれに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

二 国は、契約解除通知日における履行済みの維持管理・運営費及びその他の費用の未払額に相当する金額を、本契約解除時点から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

三 国は、第一号による金銭の支払については、国の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、国は事業者が発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、国が事業者と協議の上定める。

ア 国が定めた期日（ただし、平成45年4月30日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

- 3 国は、前項に定める本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用を負担するものとし、国は、事業者と協議の上、当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。

(法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力)

第99条 国は、本施設等の引渡し以降において、第93条第1項により本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

一 国は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。

二 国は、本施設等の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日における施設費の残額、これに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

三 国は、契約解除通知日における履行済みの維持管理・運営費及びその他の費用の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

四 国は、第二号による金銭の支払については、国の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、国は事業者が発生する合理的な増加費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、国が事業者と協議の上定める。

ア 国が定めた期日（ただし、平成45年4月30日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割

して支払う。

- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第 36 条第 4 項又は第 37 条第 3 項がそれぞれ適用されるものとし、国は、事業者と協議の上、その支払方法を定める。

6. 契約金額

29,379,857,601 円 (税込)

7. 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

(期間満了による終了)

第100条 本契約は、本契約において別途規定されている場合を除き、平成 45 年 3 月 31 日をもって終了する。

- 2 国は、前項に定める終了日の 1 年前までに、本施設等が業務要求水準書及び事業計画書で定める水準を満たしていることを確認するための協議を開始する。

(契約終了時の事務)

第101条 国は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、本契約の終了した日から 10 日以内に、事業敷地又は本施設等の現況を確認することができる。この場合において、事業敷地又は本施設等に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときには、国は事業者に対してその修補を請求することができる。

- 2 事業者は、前項の請求を受けた場合は、自らの費用と責任において速やかに修補を行うとともに当該修補の完了後に速やかにその旨を国に通知しなければならない。この場合において、国は、当該通知を受領した日から 10 日以内に修補の完了の検査を行う。

- 3 事業者は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、事業敷地又は本施設等に、事業者又は選定企業が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の物件がある場合には、当該物件等を直ちに撤去するとともに原状回復を行い、国の確認を受けなければならない。

- 4 国は、前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等の撤去をせず、又は原状回復を行わないときには、国が事業者に代わって当該物件等の処分又は原状回復を行うことができる。この場合において、事業者は、国の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、国の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

- 5 事業者は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合には、国又は国の指示する者に、本契約の終了に係る維持管理・運営業務の必要な引き継ぎを合理的な範囲で行わなければならない。

- 6 本契約終了時の手続に関する諸費用及び事業者の清算に必要な費用等は、第 91 条又は第 92 条に係る本契約終了の場合を除き、すべて事業者が負担する。

- 7 事業者は、本契約終了後も、本条に規定する事務が終了するまでは、解散してはならず、存続しなければならない。

(共用部備品の所有権移転)

第102条 事業者は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、共用部備品を現状有姿で国に引渡し、

その所有権その他の権利を国に移転する。ただし、国が事業者に共用部備品の撤去を求めた場合、事業者は国と協議のうえ、自らの費用と責任において共用部備品を撤去するものとする。なお、本項の規定にかかわらず、事業者は維持管理・運営期間中、事業契約書等に従い、共用部備品を適切に管理及び更新しなければならない。

2 国は、前項に基づき所有権移転を受ける場合は、共用部備品を確認の上、当該備品に係る事業費（運営費の内数）のうち、本契約終了時点における残額を本章第3節に規定された支払と合せて支払う。ただし、本契約の終了が不可抗力による場合であって、事業者が保険金を受領し、又は受領する場合には、国は当該保険金額を控除した金額を事業者に対して支払うことができる。

(保全義務)

第103条 事業者は、契約解除の通知の日から第94条第1項第2号、第95条第2項第1号及び第96条第1項第2号による引渡し又は第101条第5項による維持管理・運營業務の引継ぎ完了のときまで、自己の費用負担により本施設等の出来形部分又は本施設等について必要な維持保全に努めなければならない。

(関係資料等の返還)

第104条 事業者は、理由の如何を問わず本契約を終了したときに、関係資料又は貸与図面等の貸与を受けている場合は、当該関係資料又は貸与図面等を国に返還しなければならない。

2 事業者は、前項の場合において、関係資料又は貸与図面等が事業者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第105条 事業者は、理由の如何を問わず本契約を終了したときは、設計図書その他本事業に関し事業者が作成した一切の書類のうち、国が合理的に要求するものを、国に対して引き渡す。

2 国は、前項により事業者から引渡しを受けた設計図書その他の書類について、本契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有する。